

医療的ケア児の 通学支援急いで

広島県内で、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童・生徒の親たちから通学支援を求める声が上がっている。登下校時に医療的ケアを受けられず、保護者が1人で送迎したり、通学を諦めたりするケースがあるためだ。9月18日施行の「医療的ケア児支援法」は、児童と家族の支援は国と自治体の「責務」とする。早急に支援の在り方を議論する必要がある。(高本友子)



靖葉さん⑤の車で学校に通う志津音さん

広島県立校 バスに看護師ら配置なし

県東部の特別支援学校小学部3年の米崎志津音さん(8)＝府中市IIの母靖葉さん(26)は、毎朝車で約1時間かけて娘を学校まで送る。小脳が萎縮する難病の志津音さん。今年2月に急性呼吸器不全で気管切開し、以来、頻繁にたんの吸引が必要になった。それまではスクールバスで通学していたが、医療的ケアができる人が同乗していないため、3月以降は靖葉さんが1人で送っている。

だが、ひとり親でパート勤務の靖葉さんにとって、毎朝送るのは時間的にも厳しい。送る途中で1回は吸引するが、道中に車を止めやすい場所がない。すぐに停車できず、志津音さんの血中酸素飽和度が70%台に低下したことがある。靖葉さんは同市に相談

クリック

医療的ケア児支援法 人工呼吸器の管理やたん吸引などの医療的ケアが必要な子どもと家族の支援を、国や自治体の「責務」と明記。保育所や学校へ看護師たちを配置し、都道府県に支援

センターを設けることも定めている。自宅で暮らす医療的ケア児は、医療技術の進歩によって年々増え、全国に約2万人(2019年度)いるとされる。教育現場での受け入れ態勢が十分で、世話のために特に母親が離職せざるを得ないことなどが課題となっている。

送迎の負担重く 保護者悲鳴

し、本来、市で通学は対象外となっている重度障害者たちの外出を支える制度「移動支援」を特別に利用する許可を得た。だが、「介護車両がない」などの理由から送ってくれる事業所は見つかっていない。毎日送るのにおびえている。看護師が同乗するバスや介護車両で通いたい」と望む。

広島県教委によると、県立の特別支援学校のスクールバスに看護師らの配置はない。そもそも「通学は保護者の責任で、自力か保護者の送迎などの通学が原則」との方針という。全国でも人材や予算の不足から、通学や学校生活に「親の同伴」を求める事例が少なくない。

一方、医療的ケア児の登下校を支援する自治体もあり、地域格差があるのが実

態だ。大阪府は昨年9月、府立学校に通う医療的ケア児が、看護師や介護職員が同乗する介護タクシーなどで登下校できる独自の支援事業を始めた。現在約50人が、たんの吸引や人工呼吸器の管理などのケアを受けながら通学中という。大阪府箕面市でも、医療的ケアが必要な小・中学生を看護師が配置されたタクシーで送迎する支援事業を設けている。

医療的ケア児支援法は、社会全体で支援の輪を広げるのが狙いだ。保護者の負担を減らすために、学校などに看護師らの配置を求める。文部科学省によると、看護師の配置には国から自治体へ人件費の補助があり、通学や校外学習に付き添う際も適用される。

厚生労働省の2016年の調査では、推計で中国地方に約1100人の医療的ケア児がいるとされる。親たちでつくる「FUKUふくの会」(福山市)の中

山ゆかり代表は「今は通学が母親の世話ありきで考えられている。法をきっかり」と期待を寄せる。県教委は「他の自治体の事例を調べ、どんな支援ができるか検討したい」としている。